

地方創生の取り組み 30

地方にこそ、チャンスがある

地域特性を活かした起業にチャレンジしたい、といった「地方にこそ、チャンスがある」という思いで地方に移住して起業する動きが増えています。令和元年12月20日に閣議決定された第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、地域経済を活性化するために、地域発の創業を促進することが必要不可欠とされており、この動きを後押しし、「起業するなら地方」という社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

地域融合型ゲストハウス『nanno-nanno』3月13日オープン

地域のヒトと訪れるヒトをつなげ津別のファンを増やしていくことを目指した宿泊施設「地域融合型ゲストハウスnanno-nanno（なんなんも）」が3月13日オープンしました。昨年8月から全17回の町民参加型のリノベーションワークショップを開催し、延べ約500名の方に参加いただきました。パイロット事業運営者であるオーナーの河本さんは「この街の玄関になる。」という合言葉をかけ、運営を開始しており、正面玄関を入ってすぐの共有スペースは誰でも出入り自由となっており、津別の思い出がたぐさん詰まった昔ながらの建

ワークショップの様子は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」
<https://doh-area-renovation.com/project/>

QRコードが読み込める機器をご使用の際は、ここからアクセスしてください。▼




▲共用スペース ▲ドミトリールーム（相部屋） ▲個室（4人部屋）

物が、新たな役割を持って生まれ変わったその様子をぜひ足を運んでご覧ください。

第2期津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表しました

人口減少と地域経済縮小の悪循環を克服するため、第2期津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度）を策定し、町ホームページにおいて公表いたしました。第1期の取り組みを継続



▲第2期津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略

しつつ、「地方創生を担う人材・組織のさらなる活躍の促進」「誰もが活躍できる地域社会をつくる」などの新たな施策を追加し、引き続き取り組みを行ってまいります。

問い合わせ先
 住民企画課 地方創生係
 ☎76-2151（内線241）
 e-mail: tsubetsuousei@gmail.com

第2期津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略はこちら
http://www.town.tsubetsuhokkaido.jp/20machizukuri/40kekaku/tsubetsu_comprehensive_strategy.html

QRコードが読み込める機器をご使用の際は、ここからアクセスしてください。



《津別町空家バンクの利用状況》

※2月末現在

登録物件数	貸したい	5件
	売りたい	10件
物件を探している登録者数	貸したい	0名
	売りたい	13名
建物	借りたい	18名
	買いたい	26名
土地	借りたい	0名
	買いたい	1名

登録物件の詳細は下記ホームページをご覧ください。
<https://www.tsubetsu-estate.com/>

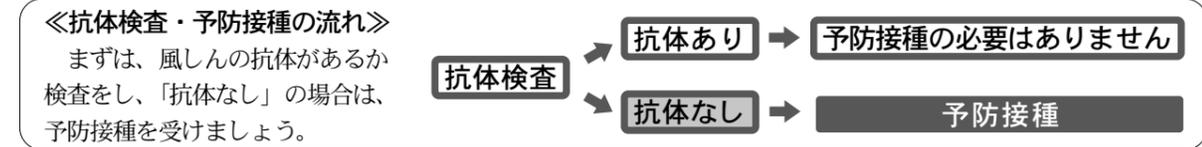
【問い合わせ先】
 北海道つべつまちづくり株式会社
 移住・定住サポートデスク ☎77-6081

風しんの抗体検査を受けましょう！

〈対象者〉
 1. 昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
 昨年春にお送りした無料クーポン券は、有効期間が1年延長し、2021年3月31日までとなりました（有効期限が2020年3月と表示されていても、2021年3月まで使えます）。まだ受けていない方はぜひ受けましょう。お手元にクーポン券が見当たらない方は再発行できます。役場健康推進係までお問い合わせください。



2. 昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性
 3月に配布したクーポン券をお使いください。



★抗体検査・予防接種を受けられる医療機関、受診方法など、詳しいことは3月に送付した案内をご確認ください。また、風しん対策の詳しい情報を知りたい場合は、厚生労働省のホームページをご覧ください。
 ★クーポン券は、全国多くの医療機関で使えます。お勤め先の職場の健康診断や津別町の集団健診でも使えますので、詳しくは受診先にご確認ください。
 問い合わせ先 保健福祉課 健康推進係 保健師 ☎76-2151（内線231）

道の交通事故相談所をご利用ください

北海道では交通事故相談所を設置し、専門の相談員が相談に応じています。相談は無料です。

- 交通事故にあったが、どうしたらよいかわからない。
- 損害賠償の額が適正かどうかを知りたい。
- 示談をどのように行ったらよいか？
- 残された遺児への生活（教育）資金の手当ては？…など

《北海道交通事故相談所（道庁）》
 面接（予約制）、電話、文書（メール・FAXを含む）等で相談をお受けしています。

面接	札幌市中央区北3条西6丁目 道庁1階 ☎011-204-5220	〈相談時間〉 月～金曜日 9時～17時 (受付 9時～16時30分)
電話	直通 ☎050-3533-4703	
FAX	011-232-7452	
メール	kansei.dousei2@pref.hokkaido.lg.jp	

《交通事故巡回相談を次の日程で行います》

実施場所／時間帯	令和2年度交通事故巡回相談日程		備考
北見会場（北見市青葉町5番16号） 北見交通安全研修センター ※予約はオホーツク総合振興局へ 巡回相談 13:00～16:00	4月1日（水）	10月7日（水）	※巡回相談には予約が必要です。予約は、相談日の週の月曜日まで（祭日等の場合は、前の週の金曜日まで）。なお、予約がない場合、巡回相談は中止いたします。
	5月7日（木）	11月4日（水）	
	6月3日（水）	12月2日（水）	
	7月8日（水）	1月6日（水）	
	8月5日（水）	2月3日（水）	
網走会場（網走市北7条西3丁目） オホーツク総合振興局 交通事故相談所 巡回相談 10:00～14:00	4月2日（木）	10月8日（木）	《巡回相談の予約・問い合わせ先》 オホーツク総合振興局保健環境部 環境生活課道民生活係 ☎0152-41-0627（直通）
	5月8日（金）	11月5日（木）	
	6月4日（木）	12月3日（木）	
	7月9日（木）	1月7日（木）	
	8月6日（木）	2月4日（木）	
	9月3日（木）	3月4日（木）	